

長岡地域

長岡市・中之島町・越路町・三島町・山古志村・小国町

合併協議会だより

創刊号

発行：長岡地域合併協議会 編集：長岡地域合併協議会事務局

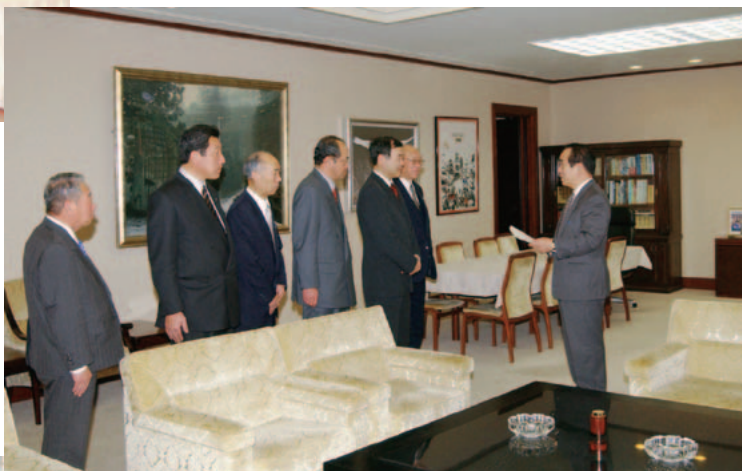
法定合併協議会を設置しました

長岡市、中之島町、越路町、三島町、山古志村、小国町の6市町村議会の臨時会で、法定合併協議会の設置議案が可決されたことを受けて、2月24日に6市町村長会議を開催し、法定合併協議会の設置に関する協議を行い、設置調印式を行いました。その後、各市町村において、協議会設置の告示を行い、正式に「長岡地域合併協議会」がスタートしました。

2月25日に県知事へ設置の届け出
翌2月25日に、6市町村長は全員揃って県知事に対して協議会設置の届け出を行い、併せて合併重点支援地域の指定についての要望書を手渡ししました。



協議会設置調印式



知事への届け出



各市町村議会の議決から長岡地域合併協議会設置までの経緯

1月30日	越路町議会	6市町村による法定合併協議会設置議案を可決
2月9日	長岡市議会	"
2月12日	三島町議会	"
	山古志村議会	"
2月17日	中之島町議会	"
2月23日	小国町議会	"
	長岡地域任意合併協議会	解散
2月24日	6市町村長会議	(長岡地域合併協議会設置に関する協議)
	長岡地域合併協議会設置調印式	
	各市町村で設置の告示	
2月25日	県知事に長岡地域合併協議会の設置を届け出	

市町村合併について

長岡地域合併協議会 会長 森 民夫

より大きな地域愛へ

合併はもともと簡単に実現するものではないと私は考えています。理性では割り切れない問題を多く抱えているのが合併であり、例えば、故郷に対する愛情が強い人ほど、親しんだ市町村の名前がなくなることは苦痛であると思います。また、これまで地域おこしに頑張ってきた人ほど、故郷を守ってどんな困難でも乗り越えようとする気持ちも強いに違いないと思います。

私は学生時代に東京都豊島区の故三波春夫邸のすぐ近くに住んでいました。三波春夫氏は私の誇りであり友人に自慢したものでした。決して、越路町の三波春夫氏ではなく、長岡地域の、いや新潟県の三波春夫氏だったと思います。また、デパートで栃尾の油揚げの販売があれば喜んで買って帰りました。故郷というものは、時に狭くもなり広くもなるものです。故郷を愛するが故に合併に反対するとおっしゃる方に申し上げたいのは、故郷の範囲をもう少し広く据えていただきたいということです。そうすれば新しく芽生えてくる愛があるに違いないと思います。

長期的視点に立つ合併

今述べましたように、合併にはどうしても感情問題が付きまとうため、本来時間がかかるものだと思います。長岡市における昭和の大合併は、昭和29年の上川西村、宮内町、深才村等の編入合併に始まり、昭和35年の二和村の編入合併まで、実に7年間の歳月を要しました。昭和の大合併は、条件の整った地域から順次合併していくという柔軟な方式でした。栃尾市の離脱により、合併そのものを見直すべきだという意見がありますが、この歴史に学ぶ必要があるかと考えます。

平成の大合併も平成17年3月末をもって終わりであるとは考えてはいません。もちろん、平成17年3月末は、合併特例法の適用を受ける期限としては大変重要な区切りではありますが、合併するのであれば、期限内に合併すべきであることは論をまたないと考えます。しかし、特例法の期限を過ぎれば、すべて終わりと考えられるのも早計です。国と地方との関係が根本的に見直されている状況の中で、地方が自立するために、合併は特例法の期限が過ぎても避けて通れない課題です。このような長期的な視点の中で、私は40万都市構想を打ち出しているのです。

市町村合併の最終目標は道州制の導入と市町村の自立

今、日本にとって最も必要な改革とは、国、都道府県、市町村という三階建て構造に終止符を打つことであると考えます。私は、国、都道府県、市町村のすべてを経験していますが、この三階建て構造が、日本の地方分権を阻害している根本要因であると考えています。三階建て構造での都道府県存在意義は、市町村の指導にありますが、市民に対して、最終責任を負うのは市町村です。例えば、小学校で不祥事があったとき、市民に謝罪するのは市の教育委員会なのです。

(2頁に続く)

第1回協議会開催

2月27日に、長岡市の長岡グランドホテルにおいて、第1回長岡地域合併協議会(以下「協議会」という。)を開催しました。

はじめに、委員の紹介を行い、次に協議会の規約や組織体制などについて報告を行いました。協議事項では、各種規程、事業計画及び予算のほか、「合併の方式」などの協定項目についても提案し、協議を行いました。



報告事項

協議会の規約や、協議会設置にあたり会長が定めた規程などを報告しました。

- 報告第1号 長岡地域合併協議会設置までの経緯
- 報告第2号 長岡地域合併協議会規約及び協議書
- 報告第3号 長岡地域合併協議会幹事会規程
- 報告第4号 長岡地域合併協議会分科会規程
- 報告第5号 長岡地域合併協議会事務局規程

協議事項

(報告事項の詳しい内容は、協議会ホームページに掲載します。また、協議会資料は、各市町村でも閲覧できます。)

- 報告第6号 長岡地域合併協議会財務規程
- 報告第7号 長岡地域合併協議会委員の報償費及び費用弁償に関する規程
- 報告第8号 長岡地域合併協議会の組織体制(4頁に組織体系図掲載)
- 議案第1号 長岡地域合併協議会の会議の運営に関する規程

「会議は公開とする。」「議事は大方の賛同を持って進行する。」など、会議の運営に関する規程が承認されました。
- 議案第2号 長岡地域合併協議会小委員会規程

協議会からの付託により、調査、審議等を行う小委員会を設置できるとする小委員会に関する規程が承認されました。
- 議案第3号 長岡地域合併協議会傍聴規程

協議会を傍聴する場合の手続きや、傍聴者が守るべき事項などに関する規程が承認されました。

議案第4号

平成15年度長岡地域合併協議会事業計画

次の表のとおり承認されました。

平成15年度 長岡地域合併協議会 事業計画

- 1 会議の開催
 - (1)長岡地域合併協議会
 - ・協議会 月1回開催
 - (2)小委員会、幹事会及び分科会
 - ・小委員会 必要に応じ設置し、必要の都度開催、協議会の前に開催
 - ・幹事会 必要の都度開催
 - ・分科会 必要の都度開催
- 2 広報広聴の実施
 - (1)協議会だよりの発行
 - (2)協議会ホームページの作成
- 3 協議期間

平成16年8月までを目途とする。

要望

協議期間「平成16年8月を目途」とあるが、協議の期間が足りないのではないかと危惧する。また、法定協議会で事務事業の調整について約600項目を検討するとあり、全てこの項目をオープンにし、真剣に検討しなければならぬ。任意合併協議会での継続協議項目もあり、十分な審議を尽くすには時間が短すぎる。法定合併協議会で決めたことを議会や町民に説明しなければならぬ。建設計画の調整策定には大変な時間と作業が必要と思われる。期限にこだわりすぎて、手戻りにならないよう余裕を持ったスケジュールにしてください。

会長

「合併の期日は平成17年3月末まで」とする任意協議会の合意事項を基に設定した。合併の議決は9月の定例議会を目標としているが、12月の県議会までは多少の余裕があるスケジュールになっている。あくまでも8月を目途。どうしても8月までに終わらせるために議事を強引に進めるようなことはしない。柔軟に対応していく。

事務調整については、任意合併協議会の段階でも調整作業を行っている。早い段階から提案できるようにしていく。スケジュールどおりは十分可能。

意見

現在小国町は、次の総合計画の策定作業に入っており、9月を目途に素案を提出する予定。建設計画についてはそれからとなる。協議会の日程では早い。また、合併特例の新法の内容を見極めながら地域自治組織の検討を進め、これらを合わせて新市建設計画に要望する考えをもっている。

会長

事情はわかるが、全体のペースにも合わせていただく努力もしていただきたい。

(1頁から)

都道府県の教育委員会は、市町村教育委員会を指導する「だけです。それにもかかわらず、教員の採用と人事は都道府県に権限があり、教員に対する指導権限が相対的に少ない市の教育委員会が最終責任を負うことには矛盾があります。まして、長岡市長が「米百俵」にふさわしい教育政策を実施しようと思っても、極めて権限が少ないのです。

こうした矛盾を打破するためには、都道府県が合併し、外交や防衛を除いて国と同じ権能を有する道州政府となるべきであります。そして、政策の立案と実行は、最終責任者である市町村に任せるという二階建て構造こそ、日本の地方分権の最終目標であると考えます。市町村の責任と権限が増大することにより、現場に即した血の通った政策が実現することは間違いありません。

市町村の自立こそ合併の最大の目標

そのためには、市町村が自立することが前提となります。自らの頭で考え自らの足で歩くためには、当然のことながらそれなりの組織と財力が必要で、自立するに足る組織力と財力は、ある程度の規模により実現します。例えば、教員の採用や人事権を持つとした場合、また、都市計画を現実の生活圏に見合ったものにする場合、工業団地等の大規模開発を遂行する場合等を考えたとき、小規模な市町村では実行が難しいのではないのでしょうか。私は、組織力と財力を着実に身につけた新しい市が、より広大な中越地域を行政範囲として担当することが、この地域の発展に不可欠であると考えています。中越地域全体の発展を心から願うゆえの合併なのです。

地域自治について

任意協議会で検討を進めてきた地域自治組織は、長岡市が周辺市町村の編入を円滑化するための駆け引きの材料ではありません。むしろ、実質的に合併後の新市の運営を名実ともに血の通ったものに、共存共栄を図るために不可欠な仕組みであると考えています。それぞれの市町村には長い歴史があり、行政組織がひとつになったからといって、すぐに気持ちひとつになることはありえません。だからこそ制度を一体化して市民の気持ちひとつにするべきであるという意見もありますが、一体化は自然に行われれば良いのではないのでしょうか。例えば、長岡市の関原地区は、昭和32年に合併して半世紀近くになりますが、商工会は関原地区商工会として独立しており、また、関原まつりは盛大に行われる等、地域の自覚意識が旺盛です。このような地域の独自性や自覚意識は、大切に残すべきものではないのでしょうか。このような自覚意識は、お互いを刺激しつつ高めあうために必要です。市民の意識に即して緩やかな一体化を進め、共存共栄を図ることは、理にかなっている選択肢であると思います。合併したからといって、すべてが一体化しなければならぬと考える必要はないのです。

今後の進むべき道

長岡地域の合併は共存共栄の精神のもとそれぞれの地域がお互いに尊重し高めあひながら新しいまちづくりに取り組みむという基本理念を念頭に置いて、今後も合併を着実に推進していきたいと思っております。

長岡地域合併協議会委員名簿

Table with 4 columns: 区分, 役職名, 氏名, 備考. Rows include 行政 (市長, 町長, 助役, 助役), 議会 (議長, 副議長, 議員), 住民代表 (市長, 町長, 議員), and 学識経験者.

平成15年度長岡地域合併協議会予算

Table with 2 columns: 項目, 金額. Sections: 歳入 (長岡市, 中之島町, 越路町, 三島町, 山古志村, 小国町), 諸収入, 計; 歳出 (会議費, 事業推進費, 予備費), 計.

議案第5号 平成15年度長岡地域合併協議会予算 次のとおり承認されました。

議案第6号

長岡地域合併協議会の協定項目 下表のとおり承認されました。(協定項目は、合併する前にあらかじめ取り決めておく重要な項目のことで、協議会において、協議確認して6市町村で締結する「合併協定書」に盛り込まれます。)

協定項目

- 1 合併の方式
2 合併の期日
3 新市の名称
4 新市の事務所の位置
5 議会の議員の定数及び任期の取扱い
6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
7 地方税の取扱い
8 一般職の職員の身分の取扱い
9 地域審議会の取扱い
10 財産の取扱い
11 特別職の身分の取扱い
12 組織機構及び支所の取扱い
13 条例・規則等の取扱い
14 一部事務組合等の取扱い
15 使用料・手数料等の取扱い
16 公共的団体等の取扱い
17 町名・字名の取扱い
18 各種団体への補助金・交付金の取扱い
19 慣行の取扱い
20 各種事務事業の取扱い
21 地域自治の取扱い
22 新市建設計画

各種事務事業の調整方針について

法定合併協議会においても、任意合併協議会と同様、6つの基本原則と3つの調整方針に基づき調整する。

6つの基本原則

- 1 一体性確保の原則
2 住民福祉向上の原則
3 負担公平の原則
4 健全な財政運営の原則
5 行政改革推進の原則
6 適正規模準拠の原則

3つの調整方針

- 1 現状の社会情勢の認識を共有し、合併市町村の一体的発展(生き残り)を図るという視点で調整を行い、できることと、できないことがあるという認識を持ち、調整を行うものとする。
2 構成する市町村の行政制度は、その地域特性や歴史などに起因する様々な違いが当然あることから、お互いにその違いを尊重しながら調整を図るものとする。
3 各市町村の行政制度比較の結果、住民サービスの観点では、全体として長岡市の制度が充実していることから、トータルとして住民サービスを低下させないことを考えた時、基本的には長岡市の制度に基づいた調整を目安に行うものとする。

議案第9号

新市の名称 次のとおり承認されました。新市の名称は、長岡市とする。

議案第13号

各種事務事業の調整方針 左表のとおり承認されました。

主な意見

慎重に審議を尽して結論を出してほしい。概ね3月末日を目途に進んでいるわけであるから、住民向けには「3月末を目途」という柔らかい表現がよいのではないかと。第1回目から決めなくても、具体的な日は、協議を詰めていく中で決めた方がよいのでは。

意見

地域に適した内容の条例全てを長岡市の条例等に合わせたい。特色あるものは引き継いで、条例等に残していく。

議案第7号

合併の方式 次のとおり承認されました。南蒲原郡中之島町、三島郡越路町、三島郡三島町、古志郡山古志村及び刈羽郡小国町を廃し、その区域の全部を長岡市に編入する。

議案第10号

新市の事務所の位置 次のとおり承認されました。新市の事務所の位置は、現長岡市役所の位置とする。

議案第8号

合併の期日 「平成17年3月22日」を提案しましたが、「継続協議」となりました。任意合併協議会で決定した「平成17年3月未まで」の合併日については、承認されました。

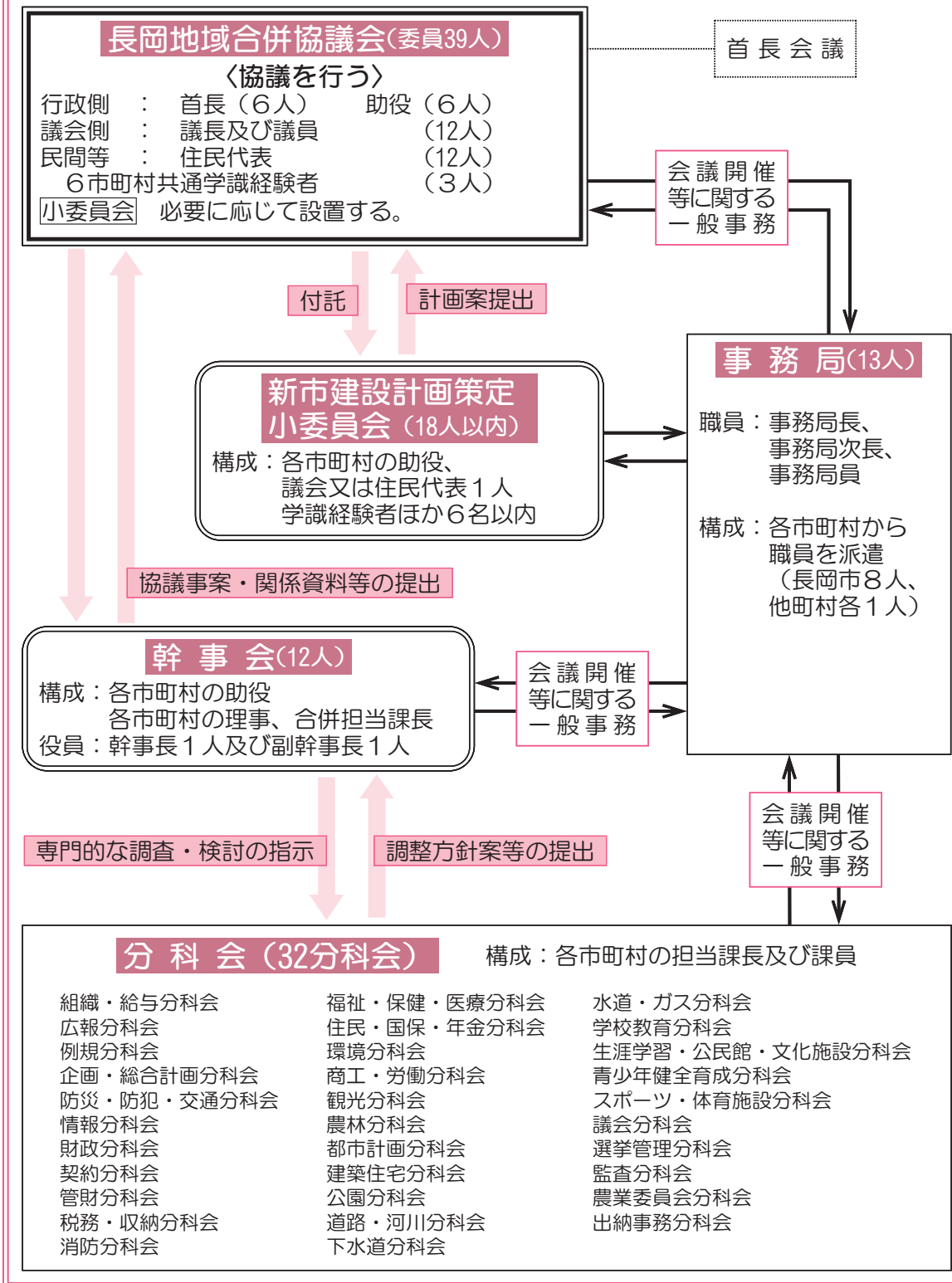
議案第11号

財産の取扱い 次のとおり承認されました。南蒲原郡中之島町、三島郡越路町、三島郡三島町、古志郡山古志村及び刈羽郡小国町の財産(権利及び義務を含む)は、すべて長岡市に引き継ぐものとする。

議案第12号

条例・規則等の取扱い 次のとおり承認されました。条例、規則等は、長岡市の条例、規則等に適用する。ただし、各種事務事業等の調整内容に係る条例、規則等については、その調整内容を踏まえて規定の整備を行うものとする。

長岡地域合併協議会の組織体系図



議案第14号
新市建設計画の策定方針
 新市建設計画の策定方針について、次のとおり承認されました。

「新市建設計画策定方針」(抜粋)

1 計画の趣旨
 長岡地域任意合併協議会において策定した「長岡地域新市将来構想」の実現及び新市の一体性の確立・均衡ある発展を図るものとする。

2 計画策定の基本方針
 (1) 構成市町村が、新市において共存共栄を図りながら一体的な活動を推進していくための計画とする。
 (2) 新市将来構想を実現する「新市地域らしさ価値」を高めるための具体的な事業計画とする。
 (3) 住民と行政が協働で実施するまちづくりの活動に結びつく計画とする。

議案第15号
新市建設計画策定小委員会設置要綱
 新市建設計画案を策定するため、小委員会を設置することが承認されました。
 小委員会の組織体系については、左図参照

3 対象期間
 平成17年度から平成26年度までの10年間

4 対象事業
 合併後10年間において、新市が事業主体となる事業及び県事業(新規、継続を問わない)とし、ハード、ソフトの両事業を対象とする。

5 計画における根幹事業
 次の3つに分類する。
 (1) 新市将来構想を実現するための戦略的事業
 (2) 生活基盤整備事業
 (3) 合併に伴い必要となる事業

協議会を傍聴しませんか?

第2回 長岡地域合併協議会

とき 3月22日 午後6時から
 ところ ホテルニューオータニ長岡
 (長岡市台町2丁目)

受付 午後5時30分から

傍聴席は会場の都合上50席程度です。原則として、どなたでも傍聴できますが、座席は先着順とし、満席の場合は入場をお断りすることがありますので、あらかじめご容赦ください。なお、事前予約は不要ですので、当日会場に直接お越しになってください。

皆さんの声をお寄せください。

合併に対するご意見・ご質問をお待ちしています。協議会のホームページのほか、手紙、電話、FAXなどで気軽にお寄せください。

長岡地域合併協議会事務局

長岡市幸町2-1-1 長岡市役所内
 電話 39-2260・39-2227(直通)
 FAX 39-2254
 ホームページアドレス
<http://www.nagaoka-gappei.jp>
 Eメールアドレス
office@nagaoka-gappei.jp

1 市町村建設計画とは

市町村建設計画とは、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民に対して合併市町村の将来に関するビジョンを示し、合併の検討材料となるものであって、合併協議会により作成されます。また、合併特例法に基づく様々な財政支援措置を合併市町村が受けるためには、この計画の作成が前提となっています。

市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために作成するものであり、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図り、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮しなければならないとされています。(合併特例法第5条第2項)

2 市町村建設計画の内容

市町村建設計画の具体的内容は、合併協議会で合併関係市町村の自主的・主体的な判断により策定されるものですが、合併特例法には、計画に定める基本的な事項が例示されています。(合併特例法第5条第1項)

計画に定める基本的な項目	内 容
合併市町村の建設の基本方針 (合併特例法5条1項1号)	・合併市町村の将来像や具体的な目標 ・将来像を実現するための、まちづくりの基本方針 ・長期展望に基づいた適切な地域別整備の方針
合併市町村又は県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項 (合併特例法5条1項2号)	・まちづくりの基本方針に基づく、ハード・ソフト事業
公共的施設の統合整備に関する事項 (合併特例法5条1項3号)	・公共的施設の適正配置や統合整備
合併市町村の財政計画 (合併特例法5条1項4号)	・歳入、歳出の見込み